

保留地に係る各種証明書の発行について

(長崎都市計画事業高田南土地区画整理事業に伴うもの)

保留地とは？

土地区画整理事業施行の費用に充てるため定めた土地であり、保留地の販売は施行者が行います。

保留地は、通常の土地とは違い、区画整理事業が完了するまで土地の登記簿が存在しませんので、それまでの間は、長与町が整備する「保留地台帳」に基づき権利等の管理や証明を行っております。

発行証明書一覧

証明書	内容	申請できる方	申請方法	処理期間
保留地証明書	当事業において定めた保留地であることを証明するもの。	保留地の所有者 又は 利害関係者	・窓口へ持参 ・FAX 095-883-3337 ・メール toshikei@nagayo.jp	申請受付後 約7日間
保留地の底地証明書	当事業において定めた保留地の底地の位置、地番を証明するもの。	保留地の所有者 又は 利害関係者	・窓口へ持参 ・FAX 095-883-3337 ・メール toshikei@nagayo.jp	申請受付後 約7日間
保留地台帳の写し	保留地台帳の記載内容を証明するもの。	保留地の所有者 又は 利害関係者	・窓口へ持参 ・FAX 095-883-3337 ・メール toshikei@nagayo.jp	申請受付後 約7日間